

基本要領Ⅱの第4 登録検査機関に対する農産物検査指導
**登録検査機関に対する農産物検査指導実施
マニュアル**

登録検査機関に対する農産物検査指導等【国内産農産物（米穀編）】	・・・11-1
登録検査機関に対する農産物検査指導等【外国産農産物】	・・・11-2
農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた 事案に関わった農産物検査員等に対する指導【業務改善研修】	・・・11-3
第1 農産物検査指導	・・・11-4
第2 国内産農産物の検査精度向上研修	・・・11-4
第3 外国産農産物の検査精度向上研修	・・・11-7
第4 習熟状況の確認結果の通知について	・・・11-10
第5 登録検査機関における研修	・・・11-10
第6 検査技術の協力等	・・・11-10
第7 行政処分又は文書指導を受けた登録検査機関への対応	・・・11-10
第8 業務改善研修	・・・11-11
○ 様式1号～様式第8号	・・・11-12

登録検査機関に対する農産物検査指導等

【国内産農産物(米穀編)】

地方農政局等

検査精度向上研修の開催

【検査精度向上研修】

開催：都道府県ごと
 参加者：指導的農産物検査員等 1名
 地方農政局長が定める要件に該当する
 農産物検査員 1又は2名程度
 ※担当職員は会場設営及び補助

【検査精度向上研修の内容】

法令等基本知識、鑑定等技能及び法令違反事例
 ① 主要な産地品種銘柄(必須銘柄)
 ② 選択銘柄
 ③ 区域内で統一が必要なもの

【習熟状況の確認】

① 知識：関係法令を含む農産物検査の基本
 ② 技能：品位等鑑定及び銘柄鑑定
 穀粒判別器等を用いた程度統一

【習熟状況の確認結果の通知】

習熟が著しく低い場合、登録検査機関の長に対し、
 検査技術の向上を図るため、教育及び訓練を行う
 よう指導

検査精度向上研修試料の貸出

検査精度向上研修に使用した試料について、登録
 検査機関に対し貸し出しを行い、指導的農産物検査
 員は当該試料により登録検査機関における内部研修
 を実施。
 登録検査機関への貸出し窓口及び日程調整等は、
 区域内の担当職員が行うこととする。

検査精度向上研修試料の準備 (次回開催及び貸出用)

農政局等は、検査精度向上研修を実施しようとする区
 域の登録検査機関へ、検査開始前までに、試料の提供
 を依頼し、次年度の検査精度向上研修用の鑑定試料
 を確保する。

※受取窓口は、担当職員が行うこととする。

農政局等は、提出された試料により、検査精度向上
 研修用の鑑定試料等を作製する。

登録検査機関等

1 指導的農産物検査員

指導的な役割を果たす農産物検査員として、
 登録検査機関の長が指名した者

2 協議会で指導を行う者

登録検査機関が組織する団体等の指導的立場に
 ある者として、当該団体の長が指名した者

3 育成研修の講師を務める者

当該区域で農産物検査員の育成を事業として行う
 法人の指導的立場にある者として、当該法人の長
 が指名した者

4 出作の検査を行う農産物検査員

「出作」の対象としている区域の検査を行えるとして
 登録している農産物検査員

5 地方農政局長が定める要件に該当する者

登録検査機関に所属して5年以下の農産物検査員
 等

指導的農産物検査員等の検査技術の向上 を図るため、教育及び訓練の実施

登録検査機関の長は、指導的農産物検査員等に対し教育・
 訓練を実施するものとする。

検査精度向上研修の内容を踏まえた 登録検査機関内部研修の実施

- 1 検査精度向上研修の内容について、所属する農産物
 検査員に対し周知。
- 2 所属する農産物検査員の関係法令及び鑑定技術の
 習熟を図るため、定期的に研修を開催するよう努める。

登録検査機関における検査の事後確認

登録検査機関の長は、農産物検査の種類ごとに、検査最
 盛期後に、農産物検査の事後確認会を行なうとともに、農政
 局等から依頼のあった検査精度向上研修用及び当該区域
 において程度統一が必要とするものについて提出試料を決
 定する。

試料の数量等は検査開始前までに、地方農政局等が依頼

- ① 対象：水稲うるち玄米、水稲もち玄米、醸造用玄米、
 もみ等
- ② 必須銘柄、③ 選択銘柄、④ 各等級 上位・中位・下位

開催通知

参加者
報告

結果通知

貸出

提出依頼

試料提出

登録検査機関に対する農産物検査指導等

【外国産農産物】

地方農政局等

検査精度向上研修の開催

【検査精度向上研修】

開催：1会場
参加者：指導的農産物検査員等 1名
※担当職員は会場設営及び補助

【検査精度向上研修の内容】

法令等基本知識、鑑定等技能及び法令違反事例
① 検査基準品の鑑定
③ 法令の再確認

【習熟状況の確認】

知識：関係法令を含む農産物検査の基本

【習熟状況の確認結果の通知】

習熟が著しく低い場合、登録検査機関の長に対し、検査技術の向上を図るため、教育及び訓練を行うよう指導

開催通知

参加者報告

結果通知

検査精度向上研修試料の貸出

検査精度向上研修に使用した試料について、登録検査機関に対し貸し出しを行い、指導的農産物検査員は当該試料により登録検査機関における内部研修を実施。

登録検査機関への貸出し窓口及び日程調整等は、本省が行うこととする。

貸出

検査精度向上研修試料の準備

本省担当課は、検査精度向上研修に必要とする検査基準品について、登録検査機関へ試料の提供を依頼し、検査精度向上研修用の試料を確保する。

本省担当課は、提出された試料により、検査精度向上研修用の試料等を作製する。

提出依頼

試料提出

登録検査機関等

1 指導的農産物検査員

指導的な役割を果たす農産物検査員として、登録検査機関の長が指名した者

2 育成研修の講師を務める者

当該区域で農産物検査員の育成を事業として行う法人の指導的立場にある者として、当該法人の長が指名した者

指導的農産物検査員の検査技術の向上を図るため、教育及び訓練の実施

登録検査機関の長は、指導的農産物検査員に対し教育・訓練を実施するものとする。

検査精度向上研修の内容を踏まえた登録検査機関内部研修の実施

検査精度向上研修の内容について、登録検査機関内の農産物検査員に対し周知

登録検査機関における検査の事後確認

登録検査機関の長は、依頼のあった検査基準品について、登録検査機関内で確認を行い、提出試料を決定する。

試料の数量等は、本省担当課が依頼

- ① 対象：赤系小麦、白系小麦、大麦、玄米及び精米
- ② 検査基準品、③同程度、合格、不合格

農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員等に対する指導

【業務改善研修】

地方農政局等

流通監視部局

登録検査機関に立入調査を実施

生産部局(農産物検査担当)

誓約書の受理

業務改善研修の開催

【業務改善研修】

開催: 都道府県単位又は農政局単位

参加者: 農産物検査関係法令に違反したこと
による行政処分又は文書指導を受け
た事案に関わった農産物検査員等
1又は2名程度

※担当職員は会場設営及び補助

【業務改善研修の内容】

- ①農産物検査関係法令の周知徹底
- ②適正な農産物検査の手順等の周知徹底
- ③法令違反事例の発生状況、発生原因、改善策等
- ④その他農政局長が必要と認める事項

登録検査機関

農産物検査関係法令に違反

事案に関わった農産物検査員等

参加

行政処分
文書指導

誓約書

登録検査機関に対する農産物検査指導実施マニュアル

第 1 農産物検査指導

地方農政局長（北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）は、登録検査機関の適正な業務運営の確保、農産物の円滑な取引及び検査技術の精度維持のために、登録検査機関及び農産物検査員に対して、次に定めるところにより指導（以下「検査指導」という。）を行う。

第 2 国内産農産物の検査精度向上研修等

地方農政局長は、登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、都道府県若しくは地方農政局ごとに検査精度向上研修を実施すること又は登録検査機関若しくは登録検査機関で構成する協議会等（以下「登録検査機関等」という。）が検査精度向上研修と同様な内容で自ら実施する研修（以下「自主研修」という。）に協力することを通じて、農産物検査員の検査技術の精度向上及び維持を図るものとする。

1 開催時期等

- (1) 検査精度向上研修は、都道府県又は地方農政局ごとに、当年産の検査が始まる前までに開催する。
- (2) 検査精度向上研修の開催日及び開催場所は、できるだけ多くの対象者が参加できるよう、毎年度、都道府県ごとに管内の登録検査機関等と調整し、決定する。

また、地方農政局の担当者は、オンラインでの説明ができることとする。

- (3) 地方農政局長は、検査精度向上研修の開催日が決定した場合、登録検査機関等に開催日を通知する。なお、2の(1)のエの登録検査機関への通知は、当該登録検査機関の所在地を管轄する地方農政局長を経由して行うこととする。

2 対象者等

(1) 対象者

検査精度向上研修の対象となる者は、以下の者とする。

ア 法第 21 条に基づき規定する業務規程（以下「業務規程」という。）において、指導的な役割を果たす農産物検査員として、登録検査機関の長が指名した者（以下「指導的農産物検査員」という。）

なお、複数の区域を検査区域とする登録検査機関については、検査精度向上研修が実施される区域の検査を行う指導的農産物検査員又は当該区域において農産物検査を行う者

イ 登録検査機関が組織する団体等において指導的立場にある者として、当該団体の長が指名した者

ウ 農産物検査員の育成を事業として行う法人において指導的立場にある者として、当該法人の長が指名した者であって、当該区域で育成研修の講師

を務める者

- エ 業務規程において、程度統一会を実施する区域を「出作」の検査対象区域としている登録検査機関の当該区域の農産物検査を行う農産物検査員
- オ 地方農政局長が定める要件に該当する農産物検査員

(2) 参加者

検査精度向上研修の各登録検査機関からの参加者は、(1)のアからエまでの者から1名とし、(1)のオの者から1又は2名程度とする。ただし、開催規模を考慮の上、地方農政局長が必要と認める場合、参加者数を増加できることとする。

(3) 参加者の決定

ア (1)のアからオまでの者が所属する登録検査機関、団体等及び法人の長は、地方農政局長から検査精度向上研修の開催について通知があった場合は、参加者を決定し、開催日の7日前までに様式第1号により地方農政局長へ報告することとする。

イ 地方農政局長は、参加者の報告があった場合、様式第2号に検査精度向上研修の習熟状況等について記録することとする。

様式第1号

様式第2号

3 実施事項

検査精度向上研修においては、次に掲げる事項を共有するものとする。

(1) 農産物検査の基本

- ア 農産物検査関係法令及び農産物検査に関する基本要領の解説
- イ 検査規格の習熟
- ウ 試料の分析技術
- エ 被害粒等限界基準品による被害粒等の判定
- オ 産地品種銘柄の鑑定(区域において銘柄が設定されている農産物に限る。)産地品種銘柄の新規設定及び普及の状況を踏まえた銘柄鑑定
- カ 程度統一試料(5に規定するものをいう。)及び水稻うるち玄米については穀粒判別器等を用いた区域内の検査格付の統一(検査規格において形質が規定されている農産物に限る。)

(2) 前年産農産物検査の課題及び検査結果

(3) 当年産農産物の生育状況

(4) 農産物検査関係法令違反事例の発生状況、発生原因、改善策等

(5) その他地方農政局長が必要と認める事項

4 農産物検査に係る習熟状況の確認

検査精度向上研修の参加者について、知識・技能の習熟状況を確認する。

(1) 知識(出題数:20問以上)

関係法令及び農産物検査に関する筆記問題を出題し、その習熟状況を確認する。

なお、参加者で、既に他の区域において、習熟状況の確認として、筆記問題を受検している場合は、これを省略することとする。

(2) 技能(出題数:30問以上)

品位鑑定及び産地品種銘柄鑑定を行い、農産物検査の技能の習熟状況を確認する。

ア 品位

品位鑑定は、品位及び格付け理由について出題することとする。

(ア) 水稻うるち玄米 (20 点以上)

(イ) 水稻もち玄米 (5 点以上)

(ウ) 醸造用玄米 (5 点以上)

イ 産地品種銘柄 (区域の設定に合わせ出題)

(ア) 必須銘柄 (参加者全員)

(イ) 選択銘柄 (鑑定は全員、採点対象は選択している登録検査機関のみ)

(ウ) その他地方農政局長が必要と認めるもの

ウ 水稻うるち玄米、水稻もち玄米及び醸造用玄米以外は、区域において必要に応じて実施

5 標準試料

検査精度向上研修において使用する鑑定試料は、検査精度向上研修を実施する区域の登録検査機関から事前に提出された試料又は地方農政局長が準備した試料を用いる。

(1) 対象試料

ア 米穀 (①水稻うるち玄米、②水稻もち玄米、③醸造用玄米、④その他)

イ 麦類 (①普通小麦、②普通小粒大麦、③普通大粒大麦、④ビール大麦、⑤普通はだか麦)

ウ 豆類 (①普通大豆、②特定加工用大豆、③その他)

エ その他地方農政局長が必要と認める種類

(2) 産地品種銘柄

ア 必須銘柄

イ 選択銘柄

ウ 新規に銘柄設定された産地品種銘柄 (現物を用意することができない場合は、現物の写真及び品種特性等が分かる資料で代用することができる。)

6 試料の確保

地方農政局長は、検査精度向上研修を実施する区域内の登録検査機関に対し、事前に試料の提供を依頼し、検査精度向上研修用の試料を確保する。

試料の依頼数量は、貸出用を踏まえ、米穀であれば6カルトン (約150g)程度として、地方農政局長が必要と認める数量とする。

7 試料の貸出

地方農政局長は、検査精度向上研修に使用した試料を登録検査機関に貸し出し、指導的農産物検査員は当該試料により登録検査機関において内部研修を実施することとする。

8 履修確認問題の作成

- (1) 地方農政局長は、4の(1)の筆記問題を出題するに先立ち、あらかじめ問題の候補30問以上作成し、検査精度向上研修を実施する2ヶ月前までに農林水産省農産局穀物課(以下「穀物課」という。)に送付する。
- (2) 穀物課は、地方農政局長から提出のあった問題を確認のうえ、必要に応じ検査精度向上研修の1ヶ月前までに、履修問題の追加問題を送付するものとする。
- (3) 地方農政局長は、穀物課から履修問題の追加送付があった場合、これを履修確認問題に追加し、20問以上の履修確認問題を決定し出題することとする。
なお、追加送付が無い場合は(1)の問題から履修確認問題を決定するものとする。

9 自主研修

(1) 開催

登録検査機関は毎年度当初に、地方農政局主催の研修への参加又は自主研修の開催(他の登録検査機関又は登録検査機関で構成する協議会等が開催する研修に参加する場合も含む。)の意向を様式第5号により4月末日まで地方農政局長へ報告するものとする。

なお、自主研修を開催する場合は、開催日の1ヶ月前までに自主研修の実施計画を別紙様式6号により地方農政局長へ報告するものとする。

(2) 対象者等

2に準じるものとする。

(3) 実施事項

3に準じるものとする。

(4) 農産物検査に係る習熟状況の確認

4に準じるものとする。

なお、当該研修後の習熟状況の確認結果等については、別紙様式7号により地方農政局長へ報告するものとする。

(5) 標準試料

5に準じるものとする。

なお、登録検査機関等が開催する自主研修では、登録検査機関等が準備した試料を用いることとする。

(6) 履修確認問題の作成

8に準じるものとする。

なお、法令等の改正により履修問題に疑義が生じた場合は、地方農政局担当者に確認することとする。

様式第7号

第3 外国産農産物の検査精度向上研修

登録検査機関の主たる事務所を管轄する地方農政局長(以下「主たる地方農政局長」という。)は、農林水産省農産局長(以下「農産局長」という。)と連携して、登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、検査精度向上研修を開催すること又は登録検査機関等が開催する自主研修に協力することを通じて農産物検査員の農産物検査技術の維持及び向上を図るものとする。

1 対象者

(1) 検査精度向上研修の対象となる者は、第2の2の(1)のア及びウの者とする。

(2) 参加者

検査精度向上研修の参加者は、(1)の者のうち、各登録検査機関等から1名とする。ただし、開催規模を考慮の上、主たる地方農政局長が必要と認める場合、参加者数を増加できることとする。

(3) 参加者の決定

ア 第2の2の(1)のア及びウの者が所属する登録検査機関及び法人の長は、主たる地方農政局長から検査精度向上研修の開催について通知があった場合は、参加者を決定し、開催日の7日前までに様式第3号により主たる地方農政局長へ報告することとする。

様式第3号

イ 主たる地方農政局長は、参加者の報告があった場合、様式第4号に検査精度向上研修の習熟状況等について記録することとする。

様式第4号

2 開催時期

検査精度向上研修は、年1回以上開催する

3 実施事項

- (1) 農産物検査関係法令及び農産物検査に関する基本要領の解説
- (2) 被害粒等の判定（程度統一）
- (3) 農産物検査関係法令違反事例の発生状況、発生原因、改善策等
- (4) その他検査技術の維持・向上を図るための措置

4 標準試料

検査精度向上研修において、3の(2)で使用する試料については、以下のとおり準備する。

(1) 対象試料

玄米、精米、小麦（赤系・白系）、大麦、

(2) 試料点数

(1)の種類の検査判定基準別に①同程度、②合格、③不合格の三種について、各2点以上とする。

5 試料の確保

主たる地方農政局長は、農産局長と連携して、検査精度向上研修に使用する試料について、登録検査機関へ提供依頼を行い、検査精度向上研修の試料を確保する。

6 試料の貸出

農産局長は、検査精度向上研修に使用した試料を登録検査機関に貸し出し、指導的農産物検査員は当該試料により登録検査機関において内部研修を実施す

ることとする。

7 履修確認問題の作成

主たる地方農政局長は、農産局長と連携して、検査精度向上研修までに履修確認用の問題（20問以上）を作成する。

8 農産物検査に係る習熟状況の確認

検査精度向上研修の参加者について、知識・技能の習熟状況を確認する

(1) 知識（出題数：20問以上）

関係法令及び農産物検査に関する課題について、筆記問題を出題しその習熟状況を確認する。

なお、参加者で、既に習熟状況の確認として、筆記問題を受検している場合は、これを省略することとする。

(2) 技能（出題数：20問以上）

検査精度向上研修を行った試料から出題し、農産物検査の技能の習熟状況を確認する。

9 自主研修

(1) 開催

登録検査機関は毎年度当初に、主たる地方農政局主催の研修への参加又は自主研修の開催（他の登録検査機関又は登録検査機関で構成する協議会等が開催する研修に参加する場合も含む。）の意向を様式第5号により4月末日まで地方農政局長へ報告するものとする。

なお、自主研修を開催する場合は、開催日の1ヶ月前までに自主研修の実施計画を別紙様式6号により地方農政局長へ報告するものとする。

(2) 対象者等

1に準じるものとする。

(3) 実施事項

3に準じるものとする。

(4) 標準試料

4に準じるものとする。

なお、登録検査機関等が開催する自主研修では、登録検査機関等が準備した試料を用いることとする。

(5) 履修確認問題の作成

7に準じるものとする。

なお、法令等の改正により履修問題に疑義が生じた場合は、地方農政局担当者に確認することとする。

(6) 農産物検査に係る習熟状況の確認

8に準じるものとする。

また、当該研修後の習熟状況の確認結果等については、別紙様式第8号により主たる地方農政局長へ報告するものとする。

様式第8号

第4 習熟状況の確認結果の通知について

1 国内産農産物

地方農政局長は、第2の4及び9の(4)の結果、習熟状況が著しく低い者について、検査技術の向上を図るため、第5の2の研修等による教育及び訓練を行うよう登録検査機関の長等へ通知するものとする。

2 外国産農産物

主たる地方農政局長は、第3の8及び9の(8)の結果、習熟状況が著しく低い者について、検査技術の向上を図るため、第5の2の研修等による教育及び訓練を行うよう登録検査機関の長等へ通知するものとする。

第5 登録検査機関における研修

1 登録検査機関の長は、検査精度向上研修の内容を踏まえた内部研修会を開催し、所属する登録検査機関の農産物検査員に対し、検査精度向上研修の内容を周知することとする。

2 登録検査機関の長は、所属する農産物検査員の関係法令及び鑑定技術の習熟を図るため、農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けた場合に原因事案の状況や反省点、再発防止策の検討及び実習を行うなど、定期的に研修を開催するよう努めるものとする。

第6 検査技術の協力等

地方農政局長は、登録検査機関から、農産物検査員に必要な技術的能力の維持及び向上のための教育及び訓練の実施に際し、鑑定用試料の確認、教育方法、座学における教材の提供等に関する指導・助言を求められ、地方農政局長が必要であると判断した場合には、指導的農産物検査員に対し必要な助言を行う。

第7 行政処分又は文書指導を受けた登録検査機関への対応

1 地方農政局長は、登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が複数の都道府県であるもの(以下「広域登録検査機関」という。)が農産物検査関係法令に違反したことにより行政処分又は文書指導を受けた場合には、当該行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員(以下「指導等関係農産物検査員」という。)を直近の第8の業務改善研修に参加させることを確約する旨の誓約書を提出させるとともに、指導等関係農産物検査員の業務改善に向けた取組について報告させる。

2 地方農政局長は、登録検査機関であってその農産物検査を行う区域が単独の都道府県であるもの(以下「地域登録検査機関」という。)における行政処分又は文書指導が行われた事案について、管内の都道府県知事の協力の下で把握するものとする。

なお、地方農政局長は、当該事案に係る業務改善研修を実施する場合には、当

該都道府県知事に開催実績等の情報を共有するものとする。

第8 業務改善研修

地方農政局長は、農産局長から依頼のあった場合又は管内の広域登録検査機関及び地域登録検査機関において、行政処分又は文書指導の対象となる事案が発生した場合は、指導等関係農産物検査員等に対して、法令遵守の徹底及び農産物検査員に必要な知識を習得させることを目的とした業務改善研修を開催する。

1 開催時期等

業務改善研修は、各都道府県における農産物検査関係法令に違反したことによる行政処分又は文書指導を受けた事案に関わった農産物検査員の人数に応じて、地方農政局長が開催を決定するものとする。

なお、国内産農産物の検査に係る業務改善研修を開催する場合は、都道府県ごとの開催に代えて地方農政局単位で開催することができるものとする。

2 対象者等

(1) 対象者等

①指導等関係農産物検査員及び②当該事案に関与した農産物検査員並びに①・②を監督する役職員とする。

(2) 参加者の決定

指導等関係農産物検査員が所属する登録検査機関の長は、地方農政局長から業務改善研修の開催について通知があった場合は、参加者を決定し、開催日の7日前までに、参加者の氏名、証明書番号を地方農政局長へ報告することとする。

3 実施事項

業務改善研修は、農林水産省農産局穀物課の助言の下、以下に掲げる事項について実施することとする。

- (1) 農産物検査関係法令の周知徹底
- (2) 適正な農産物検査の手順等の周知徹底
- (3) 農産物検査関係法令違反事例の発生状況、発生原因、改善策等
- (4) その他地方農政局長が必要と認める事項

地方農政局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名

令和〇年度検査精度向上研修参加者について

開催通知があった検査精度向上研修について、下記の者の参加を報告します。

出席場所 : _____

参加者氏名	証明番号	検査精度向上研修参加歴				備考
		米穀	麦類	豆類	その他	

- ※1 参加者が農産物検査員の場合、証明書番号を記入すること
- ※2 検査精度向上研修参加歴は最新の参加年月日を記入すること

農林水産省農産局長 殿

住所
氏名又は名称
代表者名

令和〇年度外国産検査精度向上研修参加者について

開催通知があった検査精度向上研修について、下記の指導的農産物検査員の参加を報告します。

参加者氏名	証明番号	検査精度向上研修参加歴	備考

- ※1 参加者が農産物検査員の場合、証明書番号を記入すること
- ※2 検査精度向上研修参加歴は最新の参加年月日を記入すること

年 月 日

地方農政局長 殿

登録検査機関等名

検査精度向上研修に関する意向について

検査精度向上研修の意向について以下のとおり報告します。

- 1 検査精度向上研修の実施形態（以下該当する□にチェック）
 - （1）地方農政局主催の検査精度向上研修に参加（（1）を選択した場合は以下不要）
 - （2）（1）に参加せず、独自に検査精度向上研修を実施
- 2 1で（2）を選択した場合
 - （1）登録検査機関単独で実施
 - （2）登録検査機関で構成する協議会等の複数機関で実施
（参加する登録検査機関名を以下にすべて記載してください。）
- 3 独自に行う検査精度向上研修の開催日時、場所（予定でも可）
（開催日程や場所については、講師派遣の関係で調整をお願いする場合がある。）
- 4 連絡先（担当者名、電話番号、メールアドレス等）

（注）

- 1 独自に検査精度向上研修を実施する登録検査機関等は、実施日の1ヶ月前までに検査精度向上研修実施計画書（様式第6号）を地方農政局長に報告すること。
- 2 独自に検査精度向上研修を実施する登録検査機関等には、地方農政局主催の検査精度向上研修の案内文書は送付しないものとする。
- 3 この意向調査票は毎年度4月末日までに地方農政局に報告すること。なお、報告がない場合は検査精度向上研修を独自開催しないものとする。

地方農政局長 殿

登録検査機関等名

検査精度向上研修実施計画書（記載例）

1 検査精度向上研修実施機関等名、住所及び代表者名

〇〇県〇〇市〇〇町 1 丁目 1 番地

〇〇県農業協同組合

代表理事 〇〇 ▽▽

2 検査精度向上研修実施品目

玄米・小麦・大麦・大豆 （※登録台帳に記載している国内産・外国産の種類を記載。）

3 検査精度向上研修実施日時

年 月 日 （※受講対象者が広範囲・多数の場合、全員参加できるように複数の日時を設定すること。）

4 検査精度向上研修受講対象者 （※対象者が多数の場合、別紙にて明細を添付することも可とする。）

所属農産物検査員

〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、
〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇 計 名

5 検査精度向上研修実施講師

講師氏名	所属	役職等	略歴等
〇〇 〇〇	〇〇農政局	〇〇	〇〇
△△ △△	〇〇〇〇〇組合	〇〇センター主任	指導的農産物検査員（令和〇年～）
□□ □□	〇〇〇〇〇組合	▽▽支店経済課長	指導的農産物検査員（令和〇年～）

（※ 地方農政局及び都道府県担当者を講師として依頼する場合、事前に実施日時を調整すること。）

6 検査精度向上研修実施項目及び内容

	内 容	講 師
講 義	1 農産物検査関係法令等の確認・周知 ア 農産物検査関係法令 イ 農産物検査規格（産地品種銘柄の改廃等も含む。）の習熟 ウ 農産物検査に関する基本要領 2 農産物検査実施手順等の確認・周知 3 農産物検査関係法令違反事例の原因、改善策等の周知 4 その他（地方農政局等が必要と認めるもの）	〇〇 〇〇 △△ △△ 〇〇 〇〇

実 習	<p>1 試料の分析技術（国内産）</p> <p>2 被害粒等限界基準品よる被害粒等の判定（国内産）</p> <p>3 産地品種銘柄の鑑定</p> <p>4 程度統一試料を用いた検査格付の統一（国内産及び外国産農産物共通）</p> <p>5 その他（地方農政局等が必要と認めるもの）国内産及び外国産農産物共通）</p>	<p>△△ △△</p> <p>△△ △△</p> <p>△△ △△</p> <p>△△ △△</p>
履修状況の確認	<p>1 知識（出題数：20 問以上） 筆記試験：20 問（制限時間 40 分）、正解の割合が 8 割以上を受講修了者とする。</p> <p>2 技能（出題数：研修実施対象品目ごと。） 品位鑑定を行い、農産物検査の技能の習熟状況を確認する。正解の割合が 8 割以上を受講終了者とする。</p> <p>（1）国内産農産物：（ア）水稻うるち玄米（20 点以上） （制限時間 40 分）（イ）水稻もち玄米（5 点以上） （ウ）醸造用玄米（5 点以上） （エ）普通小麦（5 点以上） （オ）普通小粒大麦（5 点以上） （カ）普通大粒大麦（5 点以上） （キ）普通大豆（5 点以上） （ク）その他農産物（3 点以上）</p> <p>（2）外国産農産物：品目別の被害粒の項目ごと 5 点以上 （制限時間 40 分）（ア）米穀（玄米・精米） 5 項目 （イ）小麦（赤系・白系） 10 項目 （ウ）大麦 5 項目 （被害粒の項目別に①同程度、②合格、③不合格を、各最低 1 点以上含む）</p> <p>3 再試験 再試験等：筆記試験又は品位鑑定で受講修了しなかった参加者に対し、再試験を実施する。 なお、再試験を実施する前に補習を行う。</p>	<p>□□ □□</p> <p>□□ □□</p> <p>□□ □□</p>

（※ 検査精度向上研修終了後 10 日以内に、様式第 7 号又は様式第 8 号にて区域を管轄する地方農政局等に報告書を提出すること。）

